

1920年代上海会審公廨の債権回収機能低下

——米中商事裁判を中心に

本 野 英 一

は じ め に	69
I 上海地方審判庁に判決執行が依頼された事件	74
II 江蘇省の地方審判庁に判決執行が依頼された事件 ..	78
III 浙江省の地方審判庁に判決執行が依頼された事件 ..	79
IV 上海会審公廨、長沙地方審判庁で争われた事件	85
お わ り に	90

は じ め に

本稿は、1920年代に上海会審公廨で審理が行われた在華アメリカ企業が華商・華人企業経営者を相手取って起こした12件の債権回収訴訟の分析を通じて、会審公廨のみならず、そこで下された判決の執行を委託されていた地方審判庁の商事裁判所としての機能がこの時期に低下したことが、列国外交団による会審公廨の国民政府返還を決定づける動機であったことを明らかにする試みである。主たる史料は、メリーランド州カレッジパークにあるアメリカ国立公文書館（National Archives and Record Administration II）所蔵上海アメリカ総領事館文書（US-NA RG84）並びに『ノース・チャイナ・ヘラルド（*The North-China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*）（以下、*NCH* と略記）』、周秋光編『熊希齡集』（湖南出版社、1996年）を用いた。この12件の裁判記録の意義は、19世紀以来続いていた在華イギリス、アメリカ企業と華商・華人企業との間での取引契約紛争史の延長線上に位置づけることではじめて明らかとなる。

「五港開港」以前から在華イギリス、アメリカ企業は、自分たちから輸入商品を買付けていた華商・華人企業による取引契約の不履行に悩まされていた⁽¹⁾。そのため、19世紀を通して中国最大の貿易相手国であったイギリス政府、そして彼らと共に上海に共同租

界を開設し、これを運営していたアメリカ政府の上海総領事館文書には、在華自国企業が華商・華人企業もしくは彼らの保証人を相手取って会審公廨に持ち込んだ商事紛争の記録が数多く残されている。

筆者は、この両国の上海総領事館報告に残された数多くの商事裁判事例の分析を通じて、在華イギリス、アメリカ企業が彼らと取引契約を結んでいた華商・華人企業をどのように扱っていたのかを明らかにすることを研究課題としてきた。そして、両者の関係がどのように変遷したのかを解明することで、これまで「半植民地半封建社会」という漠然たる表現でしか描けて来なかった社会体制の出現過程と帰結を明らかにしようと構想している。本稿は、こうした構想に基づく研究成果の一つである⁽²⁾。

上海共同租界の会審衙門（清末段階まではこのように表記する）は、1869年の開設から現存する最後の裁判記録が残る1935年まで、在華イギリス、アメリカ企業が華商・華人企業経営者もしくは華人消費者とその保証人を相手取って起こした商事紛争の戦場であった⁽³⁾。しかし、在華イギリス、アメリカ企業が華商・華人企業経営者を相手取って上海会審公廨に持ち込んだ裁判の具体例が史料に残されるようになったのは、清朝政府がベトナムの支配権をめぐるフランス政府との対立を深めたことがもたらした政情不安が原因で起こった1883年恐慌以降のことである。

華商・華人企業を相手取って上海会審衙門に起こした商事裁判は少なくない。だが、その詳しい記録は、当初は在華イギリス企業が起こした事例のみであったが、1905年以降になるとこれに在華アメリカ企業が起こした事例が加わった⁽⁴⁾。

在華イギリス、アメリカ企業が華商・華人企業もしくはその保証人を相手取って起こした商事裁判が争われた上海会審衙門については、少なからぬ先行研究が存在する⁽⁵⁾。しかし、その大半は、刑事裁判機構としての沿革、もしくはこれを律していた中国社会の統治原理に関心を集中しており、本稿で取り扱う涉外民事裁判処理機構としての役割については殆ど言及していない。会審公廨で争われた民事訴訟あるいは政治犯の取り扱いについては、イギリス外務省領事報告文書を用いた郭まいかの研究がようやくその重要性に光を当てるようになったばかりである。だが、その郭まいかの研究でさえ、本稿で取り上げる在華アメリカ企業が華商・華人企業もしくはその保証人を相手取って起こした債権回収訴訟を取り上げていない⁽⁶⁾。なぜなら、在華アメリカ企業が華商・華人企業もしくは彼らの製品購入者とその保証人を相手取って起こした裁判の記録は、先行研究が全く取り上げてこなかった新発見史料だからである。

同じ理由により、会審衙門で下された判決の執行を委託された中国各地の地方審判庁についても、先行研究はその刑事裁判機構としての機能にばかり注目し、ここで扱われてい

た涉外民事訴訟については、全く言及していない⁽⁷⁾。

在華イギリス、アメリカ企業が会審公廨に持ち込んだ商事紛争裁判の被告となっていたのは、大抵彼らの買辦とその取引契約保証人となった人物であった。

史料に残されたこの形態の商事裁判の最初の事例は、在華イギリス商社、デヴィッド・サッスーン商会（David Sassoon Sons & Co. 漢訳名「老沙遜洋行」。以下、漢訳名で表記）がその買辦、陳蔭堂と保証人の陳蔭堂を相手取って起こした裁判である。これは、陳蔭堂が1883年恐慌の煽りを受けて破産し、輸入アヘン取引の売掛代金を回収できなくなったことから、老沙遜洋行が陳蔭堂とその保証人、範徳盛を相手取って会審公廨に支払い請求訴訟を起こした事件である。

裁判そのものは原告側勝訴で終わったが、陳蔭堂はこの判決に承服しなかった。そして逆に、自分は前任者以来、依頼された輸入取引契約の履行に伴う様々なリスクを負担しており、この金額で負債を相殺できると主張した。さらに、保証人契約にも「賠償責任」という文字が記されていないから、範徳盛も自身の財産によって陳蔭堂の債務を肩代わりする責任はないと主張した。彼らの主張は結局再審段階で認められた⁽⁸⁾。

このことは、在華外国企業が債権者、華商・華人企業が債務者となった取引契約紛争の場合、債務者でありとあらゆる口実を設けて債務の一部減免もしくは控除を主張することができる。一方、保証人も契約書に「賠償責任」が明記されていない限り、債務返済の肩代わりを拒否もしくは、債務金額削減を主張することができたということを意味した。

この事件は、氷山の一角にすぎない。なぜなら1880年代前半の上海では、他にも多くの在華イギリス企業が、自分たちに対する債務を踏み倒す華商・華人企業を相手取って支払い請求訴訟を起こしていたからである。そして、その扱いをめぐる会審衙門の正会審官、黄承乙とイギリス側補佐人、Herbert Allen Giles が鋭く対立し、遂には両者が法廷で乱闘事件を引き起こす騒ぎとなった。この一連の事件は、義和団事変直後に締結された英清通商航海条約の第12条という形となって、イギリス政府が清朝中央政府に法制度改革の実施を約束させる根拠となった⁽⁹⁾。

対照的に在華イギリス、アメリカ企業が債務者となり、華商・華人企業が債権者になると、彼らはどのような主張をしても聞きいれられず、債務を取り立てられていた。その典型的な一例は、チャータード銀行（The Chartered Bank of India, China and Australia、漢訳名「麦加利銀行」。以下漢訳名で表記）漢口支店の買辦、Tong Shou-shun のアシスタントをしていた Yu Ching-yü が、同行の社印を勝手に用いて振り出した莊票を担保に、地元の複数の錢莊から融資を受けて得た資金を鉾山投資につぎ込み、返済不能に陥ったことがきっかけで発生した事件である。

Yu Ching-yü に資金を融資した漢口の複数の錢莊は、莊票の現金化を麦加利銀行に求め、これが聞きいれられないと分かると、同行を相手取って漢口イギリス領事裁判所に裁判を起こした。麦加利銀行漢口支店にしてみれば、知らぬ間に買辦のアシスタントの保証人に仕立て上げられていたのであるから、当然自分たちの承諾なしに行われた融資契約を履行する責任などないと主張した。だが、原告側はこの主張を受け入れなかった。彼らは、如何なる理由があろうといったん振り出された莊票が市場で通貨として流通した以上は、その兌換責任は保証人である麦加利銀行漢口支店が負うべきであると主張して譲らなかった。この事件は上海最高法廷を経て1907年にロンドン高等法院に持ち込まれたが、それでも原告側の主張が認められる判決が言い渡され、麦加利銀行漢口支店が債務返済責任を取らされて決着した⁽¹⁰⁾。

この二つの事件は、在華イギリス・アメリカ企業と華商・華人企業の間で、取引契約の履行をめぐる重大な不公平が存在していたことを示している。華商・華人企業が債権者となった場合、在華イギリス・アメリカ企業はいかなる理由を主張しても聞きいれられず、債権を取り立てられる。対照的に華商・華人企業が債務者となった場合、在華イギリス・アメリカ企業が彼らから無事に債権を取り立てることができるとは限らないのである。本稿では便宜上、この関係を「取引契約履行の非対称性」と呼ぶことにする。

イギリス総領事館率いる上海列国領事団は、1902年から上海会審公廨の債務取り立て権限を強化することで「取引契約履行の非対称性」の是正を試みた。しかしこれは上海共同租界に居住する有力華商・華人企業の猛反発を引き起こし、1905年年末に「大鬧會審公廨案」と呼ばれる大暴動という最悪の結果を招いて失敗に終わった⁽¹¹⁾。

ところが、政治情勢の急転によって、上海列国領事団には思わぬ好運が転がり込んできた。辛亥革命によって会審衙門の管轄機関であった上海道台が崩壊し、列国領事団は、北京政府から会審衙門（以下、ここからは「会審公廨」と表記）とその運営資金の管理を一時的に任された。彼らはこの機会に乗じて会審公廨を徹底的に組織改革した。そしてその「能率（efficiency）」を50%引き上げることに成功した。それだけでなく、華人同士が持ち込んだ民事訴訟も、中国地方官に賄賂を贈ることを常としていた階級以外の全ての階級の中国人にとっても好都合であったという⁽¹²⁾。ここにいう「能率（efficiency）」という言葉が具体的に何を意味しているのか判然としないが、恐らく判決の執行可能性であると判断して当たらずと雖も遠からずというところであろう。

債権回収権限を格段に強化された会審公廨は、在華イギリス、アメリカ企業が華商・華人経営者を相手取って起こした債権回収訴訟の判決履行で面目を発揮した。彼らは、華人債務者から情け容赦なく債権を取り立てた。もし債権者から債権を無事回収できなければ

ば、その保証人を工部局監獄に投獄した。また、取引契約書作成署名に至る過程で在華イギリス、アメリカ企業側が如何なる不正を行っていても一切考慮せず、華人債務者もしくはその保証人から債権を取り立てた。債務者やその保証人が上海共同租界の外に逃亡すれば、開設されたばかりの地方審判庁に判決執行を依頼した。たまりかねた上海共同租界内に居住する有力華商・華人企業から1918年に出された会審公廨返還要求も、在華西洋人社会からの強硬な反対に遭って先送りにされてしまった。その結果、第一次世界大戦終了までは、会審公廨を通じた在華イギリス、アメリカ企業による華商・華人企業からの債権回収訴訟は総じてうまく行っていた⁽¹³⁾。

しかし1920年代になるとこの情勢に変化が生じた。イギリス側史料では、この時期以降になると、在華イギリス企業が華商・華人企業を相手取って起こした商事紛争記録は、上海租界以外の条約港租界・居留地で起こった事例に特化し、会審公廨で扱われた事件についての記録は、一件しか見られなくなる⁽¹⁴⁾。対照的にアメリカ側には「大開会審公廨案」前後から、在華自国企業が華商・華人企業や彼らの保証人を相手取って会審公廨に起こした商事裁判記録が増えてくる。よって、1920年代に在華イギリス、アメリカ企業が華商・華人企業を相手取って会審公廨に持ち込んだ商事紛争の考察は、現在のところ、専らアメリカ側に残された史料に依拠するほかはない。

そのアメリカ側の記録も1920年代以降になると、冒頭に記した通り、12件しか残っていない。その理由は、1910年代まで華商・華人企業もしくは彼らの保証人となっていた「体面商人」を相手取って裁判を起こしていたシンガー・ミシン（The Singer Sewing Machine Company [漢訳名「美商勝家公司」。以下、漢訳名で表記]）に対して在華アメリカ公使館が1919年末に、同社に対してもっと起訴件数を減らすよう圧力をかけたからである⁽¹⁵⁾。

本稿は、こうして残された12件の裁判事件を、会審公廨から判決の執行を委託された地方審判庁の地域に則して上海、江蘇省、浙江省の3地域に分類して吟味する。そして、地方審判庁が会審衙門で下された判決を執行しようとしても、効果が得られなくなっていたことを明らかにし、これがイギリスとアメリカ政府が率いる列国外交団がなぜ国民政府への会審公廨返還に同意する理由であったことで本論をしめくくる。

この12件の事件に関する記録の中で、起訴状、審理、判決記録が完全に揃っている事例は1件もない。残された記録の大半は、全て判決が誠実に執行されたか否かをめぐる会審衙門アメリカ補佐人と中国側交渉人、地方官との往復文書で構成されているが、中には地方審判庁、交渉署の文書、中国側からの陳情書が含まれている事例もある。

この12件は、いずれも会審公廨が下した原告側勝訴の判決の執行を地方審判庁に依頼した事例ばかりである。判決の執行は、上海地方審判庁、江蘇省各地の地方審判庁、浙江

省各地の地方審判庁、湖南省長沙の地方審判庁に依頼された。しかし、判決が原告側にとって満足のいく結果がもたらされた事件は2件しかない。そのことは、判決の執行が失敗に終わった事例の記録だけが残されたわけではなく、実際に起きた米中商事裁判事件全ての記録が残されていたことを意味していると考えられる。

I 上海地方審判庁に判決執行が依頼された事件

①「William Kats & Co.（美商開乾洋行）対解金星・金星油廠事件（1920年）」

この事件は、豚油^{ラード}の取引契約不履行から損害を受けた原告企業が、解金星という華商を相手取って代金支払いを請求して起こした訴訟である。原告側は、解金星が支払いに応じないため、彼が閘北に開業していた金星火廠の土地資産を差し押さえて欲しいと会審公廨に要請した。会審公廨は原告の主張を全面的に認め、金星火廠の敷地と工場設備、在庫品の差し押さえを命じる判決を下し、その執行を上海地方審判庁に要請した⁽¹⁶⁾。

ところが上海地方審判庁は、判決執行の条件として工場と在庫品の封鎖に必要な経費として原告に10ドルを納めるように要求してきた⁽¹⁷⁾。被告人の解金星も弁護士を通じて、自分は身柄を上海市看取所（House of Detention）に拘留されていて、一度も証言する機会を与えられなかったと主張して、判決の執行を保留するよう要請してきた⁽¹⁸⁾。

この反対請求は、原告側にとって意表を突いたものだったらしい⁽¹⁹⁾。会審公廨と上海地方審判庁を介した両者の押し問答は2ヶ月以上続き、原告側が経費の支払いに渋々承知した⁽²⁰⁾。しかし、被告人の解金星は、会審公廨と上海地方裁判所が争い合っている隙に工場の敷地から在庫品の大半を持ち去ってしまっていたため、原告が10ドルの経費を支払っても、この訴訟を続ける意味がなくなってしまった⁽²¹⁾。

②「Gaston, Williams and Wigmore（美商美興公司）対匯中燭皂廠（the Hui Chung Candle and Soap Works）事件（1923年）」

この事件の被告企業も閘北に工場を開設していたため、上海地方審判庁に被告企業の経営担当者を召喚するように依頼した。すると、召喚に応じた被告企業の副經理、趙祥通は、「自分たちはこの工場を1922年6月2日から引き継いだにすぎず、原告に対する支払い責任は、この工場の旧所有者である夏福生にある。訴えは何かの間違いではないか」と主張して支払いを拒否した⁽²²⁾。驚いた原告側は、会審公廨に対して、被告企業の経営者に召喚状もしくは逮捕状を発行して、会審公廨に出廷させるよう要請した⁽²³⁾。会審公廨からの要請を受けた上海地方審判庁も、3月14日に職員を派遣して被告企業の工場資産を差し押さえ、經理の俞春林を勾留した⁽²⁴⁾。

ところが、俞春林も、匯中燭皂廠がこの事件と無関係であり、4月3日付でその旨記した声明書を会審公廨に提出済みであるという回答書を送りつけてきた⁽²⁵⁾。それによれば、被告企業は1921年の端午の節句時に、匯中協茂廠という企業の営業権を買い取り、その時点で会社名義も匯中協記と改め、営業規模を拡張した。そして以前に匯中協茂廠と往來のあった一切の債務返済責任は前任企業の出資経営者に帰属し、自分たちとは無関係であるという趣旨の広告を、1921年6月28日付『新聞報』に掲載した。爾来、同社は原告企業とは一切取引関係がない。にもかかわらず、身に覚えのない差押えを受け、損害を蒙っている、ということであった。彼らは、証拠として営業引き継ぎ証と『新聞報』切り抜きも提出した。上海地方審判庁も、職員を派遣して調査に当たらせ、彼らの主張に嘘偽りのないことを確認した⁽²⁶⁾。

原告側はこの主張を信じなかった。上海アメリカ総領事は、2月28日に会審公廨で原告側勝訴の判決が下され、被告の資産が差し押さえられた以上、上海地方審判庁にこの差押え命令を解除する法管轄権はないと主張して譲らなかった⁽²⁷⁾。両者がにらみ合いを続けている間に、10月になって差し押さえられていた筈の被告企業の資産を何者かが持ち去ってしまったため、この事件も、これ以上裁判を続ける意味がなくなってしまった⁽²⁸⁾。

この事件の注目点は、当該契約不履行の責任は、この企業の旧所有者である夏福生が負うべきである、という被告企業經理、趙祥通の主張である。この主張は、清末に会審衙門で審理された2件の事件での被告側主張を連想させる。それは、「豊泰洋行 (Frazar & Co.) 対成豊瑞事件 (1903 ~ 1911年)」と「茂生洋行 (The American Trading Company) 対協昌泰・葛茂常・朱文徳・殷琴訪事件 (1905 ~ 1907年)」である。両事件の被告らは、いずれも問題となった契約が交わされた時点で、自分たちはもう被告企業から資本を引き上げ済みであり、その事実を『申報』や『新聞報』に公表済みであるから自分たちには、支払い責任がないと主張していた⁽²⁹⁾。

本事件の被告は、この2件の前例での被告側主張を踏まえていた可能性が濃厚である。この類似性が何を意味しているのかについては、後続の事件で明らかにしていく。

③「Anderson Meyer & Co. (美商慎昌洋行) 対恒大紗廠 (Heng Ta Cotton Mill)・穆杼斎 (Mu Chu-tsai) 事件 (1924 ~ 1926年)」

この事件の審理は、1924年から始まっていたが、何らかの事情で1925年分の全文書が失われてしまっており、1926年8月以降の記録しか残されていない⁽³⁰⁾。原告企業は、被告企業からの機械購入の注文を受けて1919年7月21日と9月26日に取引契約に調印した。そして取引契約に基づいて納品した機械の代金支払いがなされなかったことから、被告企業とその出資経営者を相手取り、紡織機械の支払いを請求して訴訟を起こした⁽³¹⁾。未払

い代金金額は、24万9,385.49（上海規元建てで6,915両9錢4分）ドルである。会審公廨は1926年7月26日に、上海地方審判庁に対して浦東にある被告の工場敷地を売却処分して得た代金で原告の債権を償還するよう命じる判決を下した。被告側企業の取締役は、「中国側の頼りになる当局者（恐らく上海地方審判庁であろう）」に対して、8月2日に浦東にある同企業の工場資産を売却して得た利益から40万両を支払うと連絡してきた⁽³²⁾。

ところが被告側は突然、態度を変えた。そして審理の席で、請求項目の対照が許されず、一方的に決められた請求金額の規模が大きすぎることを理由に再審申し立てを行い、これが認められた。さらに、その審理も、前日の8月5日になって、突然取り消されてしまったと主張した⁽³³⁾。

アメリカ側補佐人は、被告側の態度変更の理由を次のように説明している。そもそこの事件は1923年6月に受理され、被告側にも正当な弁論の機会が与えられていた。審理は7回か8回開かれ、1924年3月11日に原告側勝訴の判決が下されていた。再審も開かれ、その判決も同年5月15日に同じく原告側勝訴の判決が言い渡されていた。すると、被告側はアメリカ領事裁判所に原告企業を相手取った訴訟を起し、ここでは会審公廨とは対照的に被告側勝訴の判決が5月7日に下された。

このような経緯により、原告側は、この時の被告側の試みも単なる時間稼ぎだと見て真面目に取り合わなかった。そして7月10日、会審公廨に対して被告企業とその出資経営者に対して判決の執行を申請し、その執行は22日と定められていた。それでも穆杼斎は、審理に出頭せず、会審公廨の命令に従わなかった。会審公廨は遂に7月27日、穆杼斎に逮捕状を発行し、判決後の保証金差押え状を発行していた。

これに対抗して穆杼斎が出したのが、前述の再審申し立てだったのである。再審が突然取り消された理由は、この日になって穆杼斎が突如姿をくらましたからであった。そのため再審は8月17日に延期されたが、この時も彼は出廷しなかった⁽³⁴⁾。原告と会審公廨は、譲歩を余儀なくされた。彼らは、穆杼斎と永記紗廠（恐らく保証人であろう）に対して毎月3,000両を租金として原告企業に納めるよう命じたが、穆杼斎と永記紗廠は、これにも応じなかった⁽³⁵⁾。

その理由について被告側は、他の債権者（氏名不詳の錢莊）が恒大紗廠に融資した10万両以下の金額の支払い請求訴訟を上海地方審判庁に起こしたため、おいそれと機械の返却、代金支払いに応じられなくなったからであると主張した⁽³⁶⁾。

続いて、被告側は蘇州にある江蘇高等審判庁に控訴し、ここで上海地方審判庁に対して裁判のやり直しを命じる判決を勝ち取った⁽³⁷⁾。この結果、会審公廨の判決は執行不可能になってしまった。原告側が代金を回収できぬ間に紡織機械は急速に朽ち果て、差し押さ

える価値がなくなってしまった。また、工場敷地内の倉庫には低品質の原棉しか保存されておらず、綿糸総生産量も通常の30%にまで落ち込んでしまった⁽³⁸⁾。

一方、毎月3,000両の地代を原告に支払うよう命じられていた永記紗廠も、判決に従わなかった⁽³⁹⁾。しびれを切らした Gauss 総領事、Spiker 領事、そして Walter Chalaire 弁護士は交渉公署を訪問し、事件の経過について説明を求めた。応対に出た許沅交渉員は、穆杼斎が江蘇高等審判庁に起こした控訴審の相手は氏名不詳の錢莊であり、原告企業ではない。よって原告側に判決が下されたことを連絡していなかったと打ち明けた。さらに、永記紗廠が毎月納める地代の相手は恒大紗廠であって、原告企業ではないから、地代を美商慎昌洋行に直接支払う義務はないとも主張した⁽⁴⁰⁾。結局、上海総商會が保管していたこの地代をどうするのかという問い合わせ⁽⁴¹⁾を最後に、この事件に関する記録は途絶えてしまっている。

この事件の被告である穆杼斎と永記紗廠の主張にも、前例と覚しき事件がある。それは、1910年の金融恐慌が原因で倒産した3軒の錢莊を経営していた怡和洋行上海支店の買辦、陳逸卿の資産の一部である80箱の綿布に対する29通の荷渡指圖書をいち早く差し押さえた華商・華人企業債権者に対して在華イギリス企業債権者がこれに対する先取特権を主張して争った「兆豊錢莊対泰隆洋行 (Barlow & Co.) 事件 (1911年)」である⁽⁴²⁾。

この事件は、上海イギリス最高法廷で審理が行われていた。審理の結果、件の荷渡指圖書は被告が発行しており、会審公廨が陳逸卿の資産封鎖を命じる以前に原告側が陳逸卿事務所からこれを持ち去った行為はイギリス物品売買法 (the Sale of Goods Act of 1893) に照らして全く違法である。さらに重要なことは、陳逸卿はこの荷渡指圖書に対する代金支払いを済ませていなかったため、被告企業にはこの荷渡指圖書に対する先取特権 (equitable lien) がある、という被告側の主張が全面的に認められていた。

穆杼斎と永記紗廠が、この事件の被告側主張を参考に見ていたと見てまず間違いない。だからこそ彼らは、自分たちの立場を陳逸卿のそれに、美商慎昌洋行の立場を兆豊錢莊の立場になぞらえ、他に「先取特権」を有する氏名不詳の錢莊の存在を言い立てて、差し押さえられた資産を容易く差し押さえられまいという戦術をとっていたのであろう。このように考えると、彼らの行動も説明がつく。

この3件の事例が物語るように、上海地方審判庁は、会審公廨の判決を機械的に執行する機関ではなくなっていた。そこでは、債務者とされた華商・華人企業経営者側も相応の準備を整えて法廷闘争に臨む場となったのである。このことは他の地方審判庁でも確認できる。

Ⅱ 江蘇省の地方審判庁に判決執行が依頼された事件

会審公廨が列国領事団の管理下に入ってから以降、上海アメリカ総領事館に残された米中商事裁判の大半は、美商勝家公司が月賦販売の代金を完納しなかった江蘇省、浙江省に住む数多くの製品購入者もしくはその保証人を相手取って起こした訴訟の記録である。同社は、1914年7月より1917年5月にかけて、ミシンを月賦販売で購入しておきながら、契約完済前に代金を支払おうとしなくなった製品購入者もしくはその保証人を相手どった訴訟を会審公廨に持ち込み、勝訴判決を勝ち取ることで、未払い代金を取り立てることに成功していた⁽⁴³⁾。だが、冒頭にも述べたように、第一次世界大戦終結以降、在華アメリカ公使館からの圧力がかかり、訴訟件数は激減した。

一方、製品購入者やその保証人となった華商・華人企業も美商勝家公司側に対抗して、様々な手法を駆使した法廷戦術を繰り広げるようになった。こうした事情により1920年代に美商勝家公司に起こした訴訟の記録は、7件しか残されていない。しかも、江蘇省の地方審判庁に執行を依頼された判決が美商勝家公司側にとって満足のいく結末をもたらしたのは次の2件しかなかった。

④「美商勝家公司対葵記花行（姜慰臣）・陳葵卿（保証人）事件（1919～1926年）」

この事件で会審公廨は1919年9月2日、被告人に対して814.95ドルの未払い代金を支払うよう命じる判決が出た。だが、被告側は判決になかなか従おうとしなかった⁽⁴⁴⁾。それでも未払い代金の請求金額は、訴訟が繰り返される度毎に156.16（1923年11月19日）ドルから116.16（1924年8月6日）ドルへと減っていたから、取り立てはうまく行っていたらしい。最後に奉賢県地方審判庁に訴訟執行が持ち込まれた1926年3月の時点で未払い代金の金額は50ドルに減っていたことを示す文書を最後に記録が途絶えているが、恐らく被告側は全額の支払いに応じたのであろう。そうでなければ、更なる督促状が残されていた筈だからである。

⑤「美商勝家公司対張振亜（債務者）・陳雲庭（保証人）事件（1920年）」

この事件に関する記録は1920年以降からしか残されていないため、当初の事実関係は不明である。残された記録から判断して、原告企業無錫支店が被告とその保証人企業を相手どって1918年か1919年に未払い代金請求訴訟を地元県知事に持ち込んでいたらしい。これに対して中興号の經理、陳雲庭は、張振亜とその学徒が中興号の印鑑を無断で使用し、保証人承諾書をでっち上げたのであって、自分たちには補償責任はない主張した。しかし県知事は、陳雲庭に未払い代金を全額支払う事を命じる判決を下していた⁽⁴⁵⁾。

陳雲庭はこの事件を無錫地方審判庁に持ち込み、そこで勝訴判決を得ていたらしい。と

ころが、アメリカ総領事館はこれに激しく反発した。そして、無錫地方審判庁のやり方は、華洋訴訟の控訴審は、交渉公署が扱うことを取り決めた1913年に列国公使団との合意によって制定施行された『華洋訴訟辦法 (the Procedure governing Chinese and Foreign Litigation)』⁽⁴⁶⁾ 第2条の規定に違反していることを根拠に、華洋訴訟の控訴審を地方審判庁が扱うことを禁じるよう北京政府外交部に嚴重に申し入れた⁽⁴⁷⁾。北京政府外交部も司法部もアメリカ側からの理路整然たる主張に手も足も出ず、彼らは今後、華洋訴訟の控訴審は一切交渉公署扱いにせよと江蘇省の地方、高等審判庁に通達するのみであった⁽⁴⁸⁾。

陳雲庭は、それでもなかなか判決命令に従おうとしなかった。彼が最終的に1,000ドルの和解金を支払って事件が解決したのは、通達から半年以上後の1920年8月であった⁽⁴⁹⁾。

この事件は、美商勝家公司の完全勝利をもたらした最後の事例である。というのも、浙江省地方審判庁に判決の執行が依頼された事件の記録を見ると、被告も地方審判庁も会審公廨、北京政府外交部・司法部の命令に素直に従おうとしなくなっていたからである。

Ⅲ 浙江省の地方審判庁に判決執行が依頼された事件

⑥「美商勝家公司対朱梓建事件（1920年）」

美商勝家公司が華商・華人企業を相手取って起こした債権回収訴訟の判決に華商・華人企業が唯々諾々と従わなくなったきっかけは、同社が朱梓建という華商を相手取って起こした110ドルの未払い代金請求訴訟で、被告の身柄が浙江省長興県知事によって拘束された事件であったと思われる。この事件については、1920年1月22日付の上海外事交渉員からアメリカ総領事に送られた通知の中で、被告の身柄が拘束され、支払いが済むまで釈放されない。残金が支払われたら逐って連絡するという、県知事からの連絡が残されているだけで、その後どのような結末になったかは不明である⁽⁵⁰⁾。

この事件は、浙江省の裕福な華商・華人企業が会審公廨の判決代理執行機関となった地方審判庁に対して相当な反発を引き起こすきっかけとなった可能性が高い。というのも、この事件と相前後して起こった以下の諸事件では、債務者と保証人に明らかに返済能力がありながら、判決に素直に応じようとしなくなったからである。

⑦「美商勝家公司対宋源源錫箔莊事件（1920年）」

この事件は、被告企業を相手どって1,309.86ドルの未払い販売代金支払いを請求して会審公廨に持ち込み、1919年4月20日に勝訴した事件である。しかし、1920年になっても、判決は執行されなかった。しびれを切らした原告側からの問い合わせに対し、浙江省蕭山県知事からは、この事件が寧波府鄞県地方審判庁に回され、そこでも被告側の抗告は斥け

られたという回答を最後に、何の進展も見ぬまま記録が途絶えている⁽⁵¹⁾。

⑧「美商勝家公司対韓浩雲・譚華永・德茂棧（Tuck Mo Chan）（保証人）（1920年）」

この事件も、発端となった経緯を記録した文書が残されていない。現存する記録は、被告側控訴が棄却された1919年12月24日以降の文書からである。原告側は、勝訴が確定したため、未払い代金（金額不明）の支払いを命じた判決の執行を浙江省杭県知事に要求した。すると、県知事から、判決の執行を浙江交渉署に命じたが、韓浩雲と譚華永はいずれも紹興府蕭山県に本籍があり、杭県には財産を有していない。そこで、韓浩雲の身柄を蕭山県に移送し、彼の地でその財産を現金化させることにしたという連絡が届いたという回答が届いた。現存する記録は、ここから始まっている⁽⁵²⁾。

だが、美商勝家公司は、この回答に納得しなかった。彼らの手許に保管されていた保証書によれば、被告側の保証人は德茂棧であり、德茂棧は杭県にかなりの規模の金融資産を有していたからである。美商勝家公司は、これを根拠に杭県知事からの回答は、判決執行を遅らせる策略であると主張し、判決の速やかな執行をアメリカ総領事に請願した⁽⁵³⁾。

アメリカ側から再度の要求を受けた杭県知事は、意外な事実関係を連絡してきた。それによれば、韓浩雲は德茂棧の雇い人（夥）であって德茂棧の共同出資者（股東）ではなく、同店とは何の関係もない。美商勝家公司に渡された保証書は、韓浩雲が德茂棧の印鑑を持ち出し、店主並びに經理人に無断で使用して作成した。従って、德茂棧には本件の債務保証責任はない。そこで、窮余の策として韓浩雲の身柄を蕭山県に移送し、そこにある彼の資産を現金化することにしたという連絡が6月24日付で送られてきた⁽⁵⁴⁾。だが、この現金化措置は、その後3ヶ月経っても一向に実行されなかった。そしてアメリカ側からの問い合わせに対して、「本件判決を速やかに執行する」という回答が送られてきたのを最後に、本事件の記録は途絶えてしまっている⁽⁵⁵⁾。

この事件での德茂棧の主張は、1905年から1907年にかけて漢口イギリス領事裁判所、上海最高法廷、そして果てはロンドン高等法院に持ち込まれた「同大錢莊その他対麦加利銀行」事件での被告側主張そっくりである⁽⁵⁶⁾。德茂棧は、自らをこの事件での麦加利銀行漢口支店の立場に、そして韓浩雲を Yu Ching-yü の立場になぞらえた弁論を展開して支払いを引き延ばし、事実これに成功していたのである。

⑨「美商勝家公司対陳鑑堂（債務者）・陳綬珍（保証人）事件（1920年）」

この事件は、控訴趣意書、原告の答弁書、交渉署での判決原本が全て現存しており、被告の素性、訴訟に至る経緯が詳細に判明する。控訴趣意書によれば、陳鑑堂は、紹興府蕭山県山頭鎮在住の商人で、1918年2月に債権回収に失敗したときの保証金として額面100ドルの約束手形5枚を美商勝家公司に手渡し、さらに弟の綬珍を保証人にすることで兄弟

そろって美商勝家公司杭州支店の経理（販売代理人）に採用されていた。

2人は中国政府がドイツ政府に宣戦布告をした際、雇用契約義務に従って在華ドイツ企業 Sander, Wieler & Co.（「徳商利康縫綴公司」以下漢訳名で表記）の未払い代金1,400ドルを回収し、その60%の840ドルを美商勝家公司に納める義務を負っていた。陳鑑堂は、まず自腹を切ってこの840ドルを美商勝家公司に納め、その後、彼が徳商利康縫綴公司から残額を回収し、もしこれに失敗したときには、この任務は美商勝家公司が引き継ぐことが口頭による契約で決まっていた。

陳鑑堂は、この口頭契約に基づいて徳商利康縫綴公司から回収するはずであった債権代1,400ドル中の一部である920ドルの60%に相当する552ドルの回収を彼の後任者に行わせようとした。ところが、美商勝家公司は、この計画に反対したばかりでなく、彼を相手取った訴訟を蕭山県交渉公署に起こした。蕭山県交渉公署は、本来この一件とは無関係である陳鑑堂の父親の陳雲亭を召喚し、契約書（具結）に署名させただけでなく、この552ドルの支払いに加えて未回収だった他のミシンの販売代金466.11ドルの支払いも命ずる判決を下した。

陳鑑堂は、この公判中彼に一度も証言の機会が与えられず、その上本件とは無関係な父親が召喚されたことに怒り、判決に控訴し、次のような反対請求を行った。まず、彼は「保証金」として美商勝家公司に渡しておいた総額500ドルの約束手形5枚の返還を要求した。次に、未回収のミシン販売代金466.11ドルの支払い請求に対して彼は、そもそもこの「未回収のミシン販売代金」とは、購入者に製品を配達できなかった取引契約ばかりである。製品の配送代金支払い義務は認めるが、ミシンの販売代金の補償義務はないから、補償金額は146.888ドルに減額されるべきであると主張した。

さらに陳鑑堂は、同雇用契約書では、ミシン1台の売り上げにつき、販売価格の3%を手数料として彼が受け取ることを認めているから、彼が1918年2月から9月までの間に売り上げた1台90ドルのミシン54台の総売上高5,000ドル（正確には4,860ドル）の3%に相当する150ドル（正確には145.8ドル）を請求する権利があると主張した。これ以外にも、美商勝家公司は、1919年9月27日に彼からメキシコドル銀貨建てで70ドルを借りたまま返却していないことも、借用証を証拠に提出して主張した。

これに加えて徳商利康縫綴公司からの未払い代金回収に3%の仲介手数料、彼が自腹を切っていたと称する同公司への融資代金の返済も要求した。こうした反対請求金額の合計金額は772ドルとなる。そこからミシンの配送代金146.888ドルを差し引くと、彼は美商勝家公司から625.112ドルを受け取る権利があると主張したのである⁽⁵⁷⁾。

美商勝家公司は、陳鑑堂の要求を真っ向から撥ね付けた。同社はまず、陳鑑堂は他者の

ために一切時間を割いてはならず、美商勝家公司の利益だけを考慮するという雇用契約書の文言を根拠に、徳商利康縫紉公司与彼との関係を述べた主張は、この文言に真っ向から違反しているから、同社の陳鑑堂に対する請求を控除する根拠とはなり得ない。次に約束手形を保証金としたという主張に対しては、この約束手形が不渡りになっており、債権控除の根拠になりえない。それ以外の債権控除要求も根拠がないと主張し、陳鑑堂に対して961.11ドルの支払いを請求して一步もひかなかった⁽⁵⁸⁾。

結局、陳鑑堂は控訴審でも敗訴し、そこでも美商勝家公司に857.80ドルを支払うよう彼に命じる判決が下った⁽⁵⁹⁾。それでも陳鑑堂は、この判決に従わなかった。しびれを切らした美商勝家公司が上海アメリカ総領事館を介して判決の執行状況を蕭山県交渉公署に問い合わせた所、年末になって、本件に関する記録が一切残されていないので対応しようがない。申し訳ないが寧波の交渉公署に掛け合って欲しい、という回答が寄せられたのを最後にこの事件に関する記録は途絶えている⁽⁶⁰⁾。

陳鑑堂がなぜこのような主張をしたのであろうか。その手掛かりとなる事件が存在する。同じ事件が⑪でも踏まえられているので、両事件の被告側弁論の背景となった事件については、⑪で説明することにした。

⑩「美商勝家公司対兪鳳巢（債務者）・兪本蕃（保証人）事件（1923～1924年）」

この事件は、1922年11月、被告とその保証人を相手取って535.20ドルの支払いを請求した訴訟で、紹興府諸暨県地方審判庁で初審が開かれた。初審の記録は残されていないが、そこでは1922年7月11日に原告側勝訴の判決が下されたという。被告人の兪鳳巢は、判決が言い渡されてから20日以内に支払いをするべきであるのに、なぜか翌年5月になって杭州地方審判庁に控訴した。前述の「美商勝家公司対張振亜（債務者）・中興号（陳雲庭）事件（1920）」でも述べたが、華洋訴訟の控訴審は、交渉公署が扱うことと規定した『華洋訴訟辦法』第2条で規定されていた。それ故、原告側は、控訴審は杭州交渉公署で開くべきであると主張して、杭州地方審判庁での控訴審審理に代理人を派遣しないと上海アメリカ総領事に連絡した⁽⁶¹⁾。

杭県地方審判庁は、原告が在華アメリカ企業であると言っても、その代理人は華商であるから、本事件は本来華商対華商の事件であり、これは交渉公署で扱うべき案件ではないと回答していた⁽⁶²⁾。記録が残されていないので詳細は不明だが、この後アメリカ側と中国側の間で何らかの交渉が行われていたらしく、控訴審は結局、杭州交渉公署で開かれることになった。そしてそこで1923年7月20日に下された判決はまたしても原告側勝訴であった。その理由は、主債務者である兪鳳巢が雇用に際して原告に納めていた保証金で弁済できない債務は、保証人（兪本蕃）が全額賠償することが保証人契約書に明記されてい

たからであった⁽⁶³⁾。

だが、兪鳳巢も兪本蕃もこの判決に従わなかった。アメリカ側の要請に従って、諸暨県地方審判庁に判決の執行が命じられたが、2人はどこか遠方に逃亡してしまっていた。そこで審判庁は、2人が所有する不動産を差し押さえて競売にかけたが、価格を引き下げて3度繰試みても遂に買い手は現れなかった⁽⁶⁴⁾。

⑪「Ligett Myers Tobacco Company（大美煙公司）対葛礼三・順昌公司事件（1923～1926年）」

被告は、嘉興北門外楊柳寿中市に住み、同地塘湾街にある恒義号という相当な規模の銅錫店を保有経営していた資産家である⁽⁶⁵⁾。彼は、この他にも海門県で順昌公司という華人企業の経理も務めていた。そして、原告企業から8,585.90ドル相当の「Old Mill Cigarette（紅屋香煙）」商標の紙巻きタバコの販売業務を委託されたが、代理販売業務は思惑通りに行かなかったため、4,198.11ドルの代金支払い請求訴訟を起こされた⁽⁶⁶⁾。

葛礼三は当初、自分がフランス租界会審衙門正会審官の血縁者であることを理由に、同正会審官の代理人に本件の解決を依頼したが、その代理人が示した解決案は彼の同意できるものではなかったらしい⁽⁶⁷⁾。そのため葛礼三は、恒義号の店員に、この問題が片付くまで戻って来ないと言い残し、姿をくらましてしまった⁽⁶⁸⁾。

腹を立てた原告企業側は、恒義号の資産差押えを命じる判決を会審公廨からとりつけ、嘉興県知事にその執行を依頼した。すると、葛礼三は急遽、恒義号を閉店封鎖し、併せて次のような趣旨の反論をまとめた長文の呈を県知事に提出した。

ここで資産差押え物件とされた海門県の順昌公司とは、原告企業から「Old Mill Cigarette（紅屋香煙）」商標の紙巻きタバコの代理販売業務を持ちかけられた華人企業である。この委託業務を引き受けた際、順昌公司は損失負担分として予め1万ドルを保証金として拠出していた。ところがどういうわけか、この代理販売業務はわずか7ヶ月で契約解消となった。にもかかわらず順昌公司の経理が葛礼三にこの事実を伝えておかなかったために、4,085（ママ）ドルの債務支払い責任をとらされることになった。

会審公廨からの召喚状が届いたとき、葛礼三本人は漢口にいた。彼は漢口一帯でも商売を営んでおり、そこでの仕事に忙しかったので出廷できなかったものであり、決して意図的に出廷を拒んでいたわけではないと弁解した。

葛礼三が順昌公司の帳簿を精査してみると、順昌公司が原告企業に負っている債務は330.47ドルに過ぎないことが判明した。なぜならば、原告企業が要求している債権4,085（ママ）ドルから本来なら葛礼三ではなく、原告企業側が負担すべき営業費、関税、報酬、賃金の合計3,754.53ドルを控除すると、残額がこの金額になるからである。

さらに葛礼三は、次のようにも反論した。原告企業は、「Old Mill Cigarette（紅屋香煙）」商標の紙巻きタバコを一箱につき75文で彼に卸しておきながら、他の華人企業經理には、一箱につき50文で卸していた。この主張は、1922年12月16日と1923年1月5日に発行された票によって裏付けられる。つまり、原告企業は順昌公司に不当な価格で商品を卸していたのであり、よって4,085（ママ）ドルを3分の2に控除すれば、債権総額も2,900（ママ）ドル以下となる。ここから上記の営業費、関税、報酬、賃金の合計3,754.53ドルを差し引くと、原告企業は順昌公司に対して逆に800ドルを支払わなくてはならないことになる。

最後に葛礼三は、順昌公司の債務保証責任について、民国二年上字第二二号大理院判決にある「主たる債務者に資力が絶対的になく、あるいは行方不明となるか、その財産〔差押え〕執行不能になった場合、債権者は直ちに保証人に償還を請求すること」という文言⁽⁶⁹⁾を踏まえ、原告が未だに順昌公司の各股東に「資力が絶対的になく、あるいは行方不明となるか、その財産〔差押え〕執行不能になった」ことを確認していないから、保証人もしくは股東の中の特定期人物に債権支払いを請求することができるはずはないとも主張した⁽⁷⁰⁾。

葛礼三が上述の反訴を提出して以降、嘉興地方審判庁で一回、杭州交渉署で三回審理が行われたが、結局判決を下せず、最終的には、地元商會が実情を調査することになった⁽⁷¹⁾。

ところが地元商會の調査結果は、「各地での商取引契約の実情が異なっていて、一概に論じることができず、外国製紙巻きタバコの販売事情もまた不明瞭。まして海門県のような遠隔地の商慣習など知りようがない」という有様で、これにより本件の審理は沙汰止みになってしまった。

原告側はそれでも追及の手を緩めず、嘉興県知事を通じて葛礼三に審理に出席するように要求し続けた。恐れをなした葛礼三は一家眷属を伴い、漢口に移住してしまったため、審理は続行不可能になってしまった⁽⁷²⁾。結局、審理は1926年9月になって再開されたが、葛礼三は欠席戦術を採り続け、この年11月5日、原告側から嘉興県知事に対して会審公廨での判決執行を促す連絡が送られた事を最後に、この事件に関する記録は途絶えてしまっている⁽⁷³⁾。

前述した通り、この事件での葛礼三の主張は、⑨での陳鑑堂のそれと同じ前例を踏まえている。それは、1883年恐慌がきっかけで起こった「老沙遜洋行対陳蔭堂（債務者）・範德盛事件（1884～1887年）」での被告側弁論である。そこでの被告側弁論の趣旨とは、自分は原告との雇用取引契約に従って自分が前任者以来の様々な未払い債権を肩代わり補

償していたのであり、原告側が自分に未払い債権の支払いを要求するのであれば、かつて自分が肩代わりしていた債権でこれを相殺せよというものであった⁽⁷⁴⁾。両事件での葛礼三と陳鑑堂の主張は、あの事件での陳蔭堂の主張に沿って行われていたのは明白である。

ここまでの概略を見れば分かる通り、在華アメリカ企業から訴訟を起こされた華商・華人企業は、何の準備もせずに会審公廨あるいは地方審判庁に出廷していたわけではない。彼らも相応な準備をした上で法廷に臨んでいたのは間違いない。彼らに法廷戦術の具体的な知恵を授けていたのは、誰であったのか。本事件の場合、それは、葛礼三に雇われた Rodger & Husar 法律事務所に所属する Chun Hung Dah 弁護士であった。だが、アメリカ企業側は、華商・華人企業側のこうした法廷戦術能力の向上に気がつかなかった。そして、その結果、彼らは北京政府の有力政治家を巻き込んだ大事件を引き起こしてしまうのである。それが、次に紹介する事件である。

IV 上海会審公廨、長沙地方審判庁で争われた事件

⑫「T. C. White（懷德）対華昌鍊鋅公司（Wah Chang Mining & Smelting Co. Ltd.）事件（1922～1927年）」

原告の T. C. White とは、被告企業の総理（総支配人）の1人、楊度から任期5年で経理となるよう招聘された人物である。彼は経理業務以外にも被告公司に北京銀元建てで5万ドルを月利1.2%で融資しただけでなく、使途不明の2万8,263.63ドルも立て替えていたという。にもかかわらず、楊度はこれを一切返済しなかったし、彼に給与も支払わなかった。そこで White は、アメリカドル建てで10万ドルに加えて上記の金額の支払いを請求する訴訟を、被告企業のみならず、総経理の楊度、董事（取締役）の袁思亮、譚澤闔、熊希齡、梁煥均、左宗澍、株主（股東）の譚延闓、周扶九と遺産相続人を相手取って会審公廨に起こした。その際、原告側は、熊希齡・譚澤闔・譚延闓・梁煥均が租界から逃亡することを恐れ、一人当たり1万ドルの保証金を会審衙門に提出させ、彼らが確実に会審公廨に出廷するようにした。さらに、もし保証金を提出できない場合には誓約書を提出させ、召喚を受ければ直ちに出席に応じ、上海から離れないことを誓約させた。これには熊希齡以外の全員が従った⁽⁷⁵⁾。

原告が彼らを相手取った訴訟を会審公廨に起こした根拠は、次の通りであった。まず、被告が上海寧波路に事務所を開設していたことが『上海行名録』にも記載されていたが、長沙にある被告企業の事務所は営業活動を停止していた。その上、被告企業の取締役の多くが上海租界に居住していた。さらに、White と楊度が交わした契約書には、被告企業が

White を長沙、上海、ニューヨークの経理とする文言があり、上海も契約履行地の一つとされていた。そして最後には、被告企業には「16万7,000余両」の資産価値があると『工程師報告』に記されており、被告側弁護士もこれに異議を唱えなかったからである。

会審公廨は、1923年11月9日、被告企業が有限責任会社であるから、その取締役、株主に債務を White に支払わせることはできないという理由で原告側敗訴を言い渡した。

White は引き下がらなかった。彼は一度ならず訴状提出を繰り返し、彼らに支払いを請求した。根負けした会審公廨は上海租界在住の被告企業の実業家と株主に対して、長沙に赴いて現地当局に被告企業の資産を調査せよと指示したが、被告企業取締役らは、自分たちが被告としての任期を終えていたこと、あるいは股東には被告企業の資産を調査する権限がないことを理由に要請を拒絶するばかりであった。

White の圧力を受けた会審公廨は、上海交渉公署を通じて長沙高等審判庁、長沙交渉公署に長沙にある被告企業資産の調査と差押えを依頼したが、相手側からは暖簾に腕押しのような回答がよこされるばかりであった⁽⁷⁶⁾。

こうして事件をめぐる交渉は膠着状態に陥ってしまったため、White は1924年になると、北京のアメリカ公使館を訪問し、事件の解決に力を貸してくれるように要請した⁽⁷⁷⁾。

上海総領事を通じて公使からの要請を受け取ったアメリカ総領事 Jacobs は、White の主張に疑問を提起した。その理由は、総経理や董事が詐欺行為を行っていたことが立証されない限り、中国の法律には被告の身柄を拘束する規定はない。しかも、本件の場合、総経理はもとより董事も詐欺行為をはたらいていなかったことは、会審公廨も確認済みである。仮に総経理と董事等が個人的にこの企業の債務を返済する責任から免れ得ないのだとなると、元来有限責任株式会社として設立されていたはずの被告企業は、出資者（股東）が無限責任を負う合股企業ということになってしまい、被告企業が中華民国会社法（公司律）に基づき有限責任公司として設立されたという趣旨が無効になってしまうからである。

それでは、中国会社法に、取締役の個人的債務返済責任は何と規定されているのか。Jacobs の調査によれば、これに関する最も詳しい規定は、同法第163条第3項の次のような条文である。

もし、取締役が何らかの法律、条例もしくは会社の約款に違反する行為を行えば、たとえそれが株主総会での決議に沿った行動をとっていたとしても、第三者に対する損害に対する責任を負う。同じ責任は、その株主総会での決議に異議を唱えたか、あるいはこの問題に対する自分の意見を上司に提出していた取締役には適用されない⁽⁷⁸⁾。

しかし、Jacobs が調べて見たところ、この条文に抵触するようなことをした取締役は一

人もいなかった⁽⁷⁹⁾。同じく、大理院の判決にも目を通したが、公司取締役の債務返済責任に言及した判決は一つもなかった。仮に被告企業の取締役にその企業の事業の実質的な経営者となるあらゆる意図とも苦的があるとするならば、個人的な債務返済責任を免除した次のような大理院判決（民国七年 A.C. 37 [ママ]）がある。

経営者は、本人が合股の股東の一員であらうとなかろうと、全股東の代表として行為を正当化する義務があるが、彼らの為に支払いを行う如何なる義務もない。それゆえ、もし何らかの行為を経営者が正当化したことによって、その企業が敗訴になる判決が下り、合股資産もしくは股東の不動産が執行対象になったとしても、経営者には返済責任は生じない⁽⁸⁰⁾。

この点に関する会審公廨の手続き規定（The Rules of Procedures）にも、この大理院判決に該当するものはない。強いて言うならば、判決言い渡し前後に被告人に保証金を要求する条項がある。これは、被告人が捜索中もしくは逃亡の恐れがある場合、保証人が会審衙門に対して被告人の出廷を保証し、もし被告人が出廷しなかった場合は、保証人が判決で命じられた金額を支払う事を規定した条項である⁽⁸¹⁾。

だが、Jacobs は、補佐人を務めていた6年間に、支払いを命じた判決に従う個人的な義務のない被告企業の支配人や取締役が、これに従った例など見たことがなかった。あったのは、債務者が詐欺行為をはたらいたか、あるいは合股企業の他の股東の氏名住所を明かすことなく会審公廨の法管轄権圏域から離れようとしたために、保証人から保証金を確保しようとした場合のみであった。しかし、董事（取締役）の袁思亮、譚澤闔、熊希齡他は、会審公廨の法管轄権圏外に逃亡しようとした事実はないから、この条項は当てはまらない。

Jacobs は、他にも疑わしい点をいくつか指摘した。まず、White が今回の訴訟を起こした根拠としていたのは、原告と楊度が北京で作成した契約書のみである。そこには White と楊度以外の公司関係者は誰一人署名していない。この契約書が作成されたとき、2人は上海ではなく、北京に住んでいた。楊度の名前は告訴状の被告人名簿に記載されているが、起訴時点で楊度が北京にいたことを White は知っていた。

以上の事実認識に基づき、Jacobs は、この事件が原告と楊度が同公司とその股東の資産で個人契約によって生じた債務を被告企業に肩代わりさせようとした詐欺行為であったと断定した。

White はなぜ、このような訴状を会審公廨に持ち込んだのか。それは彼の弁護士の Hadley の示唆によるのであろうが、事実関係から推測してこの起訴状を湖南や北京の地方審判庁に持ち込んでも受理されるはずはない。そこで、2人は上海租界に居住していた

被告企業取締役から債権を回収しようと思いついたのであろう。だが、被告企業はそもそも有限責任会社である⁽⁸²⁾。その取締役の中に上海租界居住者がいるからといって、彼らの個人資産を差し押さえて債権回収に充てられると考えること自体間違っている。

長沙審判庁並びに湖南省当局がこの件で会審公廨に協力的でなかったのは、本件に関わる全ての法律と、確立した法手続きを踏まずに被告企業取締役の資産から債権を回収する理由がなかったからである。Jacobs は、以上の様な事実認識にもとづき、White と Hadley 弁護士はアメリカ公使を通せば、アメリカ補佐人を動かし、上海租界在住の被告企業取締役から保証金を出させることができると踏んでいたと判断し、次のように結論づけた。White と Hadley 弁護士は、会審公廨を軽視しており、彼らの方こそ罰せられるべきである。特に Hadley 弁護士は、会審公廨での活動から外されるべきである。このようなことを許せば、地元新聞の注目を浴び、会審公廨の判決を左右させたとしてアメリカ公使館を困った立場に追いやることになるからである、と⁽⁸³⁾。

それでも、White と Hadley 弁護士は Jacobs 総領事の危惧など意に介さず、北京の Schurman 公使に陳情して上海アメリカ総領事館に圧力をかけ、会審衙門判決を執行するよう長沙地方審判庁に依頼させる事に成功した⁽⁸⁴⁾。袁思亮と譚澤闔の2人もこれに対抗して、自分たちは1921年9月の時点で既に董事を辞任していたし、熊希齡その他3人は上海にも長沙にも居住していなかったことを立証した⁽⁸⁵⁾。その結果、判決の執行を命じられた長沙初級審判庁もどうすることもできず、判決は棚曝しとなってしまった⁽⁸⁶⁾。

White は焦った。彼は、熊希齡が公用で上海租界に立ち寄った所を、工部局警察に要請して彼を逮捕拘留させてしまった。熊希齡は1万両の保釈金を積んで釈放されたが、身に覚えのない罪状を理由に、屈辱的な仕打ちを受けたことを怒り、農商務部を通じて長大な抗議文を会審衙門に送りつけた。その中で彼は、原告側の事実認識の過ちを縷々指摘した。

まず、会審公廨の法管轄権が及ぶ民事訴訟は「租界内で発生した金銭訴訟に限定されている。本件は、民事訴訟条例第14条により、被告の「普通審判籍」にある地方審判庁が管轄することになっている。ここに言う「普通審判籍」とは、同条例第15条によって住所であると規定されている。被告企業の普通審判籍は湖南省長沙であるから、会審公廨の法管轄権は及ばない。次に、熊希齡は北京に住んでいる。上記の法文に照らして訴訟は、北京もしくは長沙の地方審判庁に起こすべきである。さらに、会審公廨ですら、1923年11月19日の判決、1924年1月23日の判決で、被告企業股東の有限責任を認定しており、こうした判決を無視した行為は許されるべきではない。

以上の事実認識に基づき熊希齡は、本件を長沙地方審判庁で審理すること、また本件を

会審公廨で審理することを認めた当時の交渉員と正会審官だった関迥之の処罰、アメリカ公使への正式な抗議を要求する書簡を、農商部を介して外交部に送った⁽⁸⁷⁾。

この後、北京政府とアメリカ公使館との間で、この事件の扱いをめぐるどのような交渉が行われたのかは、関連文書が残されていないのでわからない。だが、その控訴審が上海交渉公署で行われた事は間違いない。なぜならばそこで下された判決（民事堂論）の原文とその英訳は、上海アメリカ総領事館文書の中に残されているからである⁽⁸⁸⁾。その長文の内容は、熊希齡並びに被告企業の主張を認め、原告側敗訴を言い渡すものであったことを記しておけば十分であろう。

この事件の持つ意味は二つある。一つは、上海会審公廨に華人債務者を相手取った民事訴訟を持ち込み、勝訴判決さえ勝ち取れば、彼らから債権を回収できるという1912年以來の在華西洋人実業家の思い込みが完全に粉碎されたということである。そしていま一つは、この事件で T. C. White がいかなる立場に置かれていたのかという問題である。彼は、楊度から任期5年で経理となるよう招聘されていたが、ここで注目しなくてはならないのはこの「経理」が何を意味していたのかという問題である。⑨と⑪の裁判記録で見た通り、被告とされた華人債務者は在華アメリカ企業の「経理」として雇われていた。その業務は輸入商品代理販売事業であり、雇い主の危険負担をある程度まで肩代わりする仕事であり、それが果たせなかったが為に、彼らは会審公廨に訴えられていた。

White は、それと同じ役割を担わされていたのではなかろうか。このような業務をアメリカ人に任せることの危険性を他の取締役は察知した。だからこその他の取締役は楊度が White との間で締結した契約に反対した。このように考えれば事実関係にも説明がつく。

果して White は楊度から自分が如何なる役割を果たすよう期待されていたのか理解できていなかった。残された史料に記された彼の発言を読んでいると、彼が、被告企業の董事、股東を見くびり、彼らを相手取って会審公廨に訴訟を起こせば債権など簡単に回収できるだろうと思い込んでいたという印象を抱く。しかし、その結果は見ての通りであった。

1920年代になると、華商・華人企業経営者もかつての様に唯々諾々と財産を差し押さえられたりしなくなっていた。彼らも弁護士を雇い、法律知識で武装し、会審公廨や地方審判庁を法廷闘争の場として在華イギリス、アメリカ企業に立ち向かうようになっていた。事態がこうに変化すると、上海会審公廨を列国領事団が管理しておく意味はなくなってくる。列国領事団がその返還に応じたのも当然だったのである。

お わ り に

本稿で取り上げた12件の商事裁判事例から分かるように、上海会審公廨は1920年から1927年にかけて、在華イギリス・アメリカ企業の債権回収機関としての機能を失いつつあった。

当初、在華イギリス・アメリカ企業は、自分たちが雇い入れた買辦とその保証人、そうでなければ無名の合股企業出資経営者、あるいは月賦販売契約者から債権を回収することだけに関心を集中していた。だが、その経験を通じて、彼らに十分な返済能力があるとは限らないと悟ると、今度は、債務者の保証人、あるいは彼らが輸入商品の代理販売業務を委託した地方資産家を相手どってその資産を差し押さえることに全力を注ぐようになった。本稿でとりあげた商事裁判⑨、⑩、⑪の被告人となっていた陳鑑堂・陳綬珍兄弟、俞鳳巢・俞本蕃、葛礼三といった有力な資産家、あるいは有力政治家（熊希齡）は、その格好の見本である。

それは、在華イギリス・アメリカ企業が地位も財産もある華人を經理、保証人にすることで、自分たちの事業の危険回避手段として利用しようと考えていたことを意味する。だが、1920年代になると、彼らの思惑通り、華人有力者の資産を差し押さえることも容易に行かなくなった。仮に資産差押えに成功していたとしても、これを競売にかけて債権を回収することは困難であった。本稿で取り上げた商事裁判⑩と⑪で見た通り、地方審判庁を通じて俞鳳巢・俞本蕃、葛礼三の所有していた不動産を差押え、競売にかけても買い手が現れなかったのは、その何よりの見本である。中国の地方社会でなぜ、不動産競売がうまく成立しないのか。アメリカ側に残された史料からだけではその背景を伺い知ることは出来ない。この点の解明は、今後の研究に俟つかない。

この過程を逆に華人債務者・保証人の側より見るならば、清末段階では、自分たちの出自、社会的地位を会審衙門の正会審官にちらつかせるか、あるいは会審衙門末端職員に賄賂を掴ませることで判決執行から逃れることが可能であったのが、民国期になって会審衙門が列国領事団管理下に入ってからそれが困難になったことを意味する。そこで彼らは、租界外への逃亡、あるいは取り立て人に対する暴力的抵抗闘争を試みるようになったのである。

この闘争の形態に大きな変化が生じたのが1920年代であった。この時期前後から彼らは清末に起きていた有力な前例での華人被告側の弁論はもちろんのこと、時には原告であった在華イギリス企業側の主張、さらには大理院の判決（民法がまだ制定されていなかったので代替手段）を踏まえた弁論を展開するようになっていた。そしてこれが功を奏

さなくなってきた段階で、初めて彼らは逃亡を試みるようになった。

華商・華人企業にこのような法廷闘争を可能にしたのは、偏に上海租界内で活動していた在華イギリス、アメリカ人、華人弁護士の助力があったからである。残念ながら、アメリカ側に残された訴訟記録の中で、彼らの具体名を記した文書は3例しかない。すなわち、③の事件で原告側弁護人を務めていた Walter Chalaire 弁護士⁽⁸⁹⁾、⑪の事件で被告側弁護人を引き受けた Chun Hung Dah 弁護士と、原告側弁護人である潘春舫 (C. F. Pan) 弁護士⁽⁹⁰⁾、⑫の事件で T. C. White の弁護士を務めていた Frank W. Hadley 弁護士、熊希齡の弁護士をつとめていた Dr. Chen と M. B. Brown 弁護士である⁽⁹¹⁾。上海で開業していた弁護士が弁護を引き受けた個々の事件での具体的役割については先行研究⁽⁹²⁾でも十分に明らかに出来ておらず、この分野の実態解明も将来の研究に俟つしかない。

しかし、こうした弁護士の努力でも十分ではなかった。華商・華人企業側の弁論が効を奏したのは、残された記録から判断する限り、⑫において熊希齡の弁護士が行った弁論が初めてである。

それでも、この裁判は、在華アメリカ企業・政府はもとよりイギリス企業・政府にも、会審公廨が最早自分たちの利益を十分保障してくれる機関でないことを悟らせるのに十分であった。だからこそイギリス政府率いる列国外交団は、南京国民政府に会審公廨の返還を認めたのである⁽⁹³⁾。

こうして会審公廨は南京政府に返還され、上海とその周辺で起こった在華英米企業と華人債務者・保証人との間での債権回収訴訟は、代わって成立した上海臨時法院と各地の地方審判庁扱いとなった。しかし、だからと言って、在華イギリス・アメリカ企業と華商・華人企業経営者との間で契約不履行による商事紛争はなくならなかったし、判決が下された時に後者が唯々諾々と判決に従っていたか、あるいは前者が黙って泣き寝入りしていたわけではない。

それでは、南京政府に返還され、上海臨時法院と改名されて以降、そこに持ち込まれた在華イギリス・アメリカ企業が華人合股企業出資経営者を相手取って起こした商事裁判がどのように処理されるようになったのか⁽⁹⁴⁾。これについては、本稿に続く筆者の課題であることを記してひとまず本稿の筆を擱くこととしたい。

* 本稿は、平成22年度基盤研究 (C)「清末民初中国の涉外民事訴訟処理機構の研究」課題番号 A10414300による研究成果の一部である。

註

- (1) 岡本隆司『近代中国と海関』（名古屋大学出版会、1999年）、92-94、156-157頁；藤原敬士『商人たちの広州——一七五〇年代の英清貿易——』（東京大学出版会、2017年）、225-232頁。
- (2) 拙稿“A Study of the Legal Status of the Compradores during the 1880s with Special Reference to the Three Civil Cases between David Sassoon Sons & Co. and Their Compradores, 1884-1887” (*Acta Asiatica*, No. 62, Feb. 1992) pp. 44-70; “H. A. Giles v. Huang Chengyi: Sino-British Conflict over the Mixed Court, 1884-1885” *East Asian History* No. 12, December 1996 [printed in July 1998] pp. 135-157; “A Burden of British mercantile firms doing business in China: a Myth of Extraterritorial System in China, 1902-1907,” *Cheng Kung Journal of Historical Studies* (Department of History, National Cheng Kung University) Vol. 47, Dec. 2014, pp. 113-154; 拙稿「在華外国人側より見た『大開会審公廨案（1905）』に関する一考察」斯波義信編『モリソンバンフレットの世界』（東洋文庫論叢第75 2012年3月）; “Reorganization of the Mixed Court system in the early 20th century, 1906-1913,” in A. J. H. Latham and Heita Kawakatsu eds. *Asia and the History of the International Economy* (Routledge, 2018), pp. 136-153; “The import sales contract system in Shanghai 1903-1918, with special reference to US-Chinese commercial disputes” *International Journal of Asian Studies*, Volume 17 Issue 2, July 2020, pp. 145-161; 同「清末民国初期の中英雇用・取引契約関係—上海共同租界を中心に—」（『歴史と経済』258号、2023年1月）34-50頁。
- (3) これ以外の国の企業が華商・華人企業を相手取って起こした商事紛争記録は、まず日本企業についてだと、『日本外務省記録』の中の「民事訴訟関係雑件」（ファイル番号4.1.3.7）と題する4冊のファイルと「商取引関係之部」と題する7冊のファイル（ファイル番号4.1.3.7.1）があるが、これは上海共同租界のみならず、中国全土で起こされていた商事紛争の記録であり、筆者はその分析を、今後の研究課題としている。同じく、在華フランス企業が華商・華人企業を相手取って起こしていた商事裁判は、当然ながらフランス租界会審衙門に持ち込まれていたであろうから、フランス国立公文書館のどこかに関係記録が残されているはずだが、これについては未調査。それ以外の国の企業についても未詳である。
- (4) その分、在華イギリス企業が華商・華人企業を相手取って起こした商事裁判の記録は、上海共同租界以外の条約港で起こした事例が大半となる。これについては、拙稿「清末民初英中間商取引契約紛争処理方式の変遷—『酌定華洋訴訟辦法（1913）』の効力衰退を中心に—」（社会経済史学会第91回全国大会自由論題報告要旨、2022年4月30日）を踏まえた別稿を予定している。
- (5) Anatol M. Kotenev, *Shanghai: Its Mixed Court and Council – Material Relating to the History of Shanghai Municipal Council and the History, Practice and Statistics of the International Mixed Court: Chinese Modern Law and Shanghai Municipal Land Regulations and Bye-Laws Governing the Life in the Settlement* (Kelly & Walsh, Ltd., 1925); Mark Elvin, “The Mixed Court of the International Settlement at Shanghai (Until 1911)”, *Papers on China* Vol. 17 (1963), pp. 131-157; Tahiri V. Lee, “Law and Local Autonomy at the International Mixed Court of Shanghai”, unpublished Ph. D. dissertation, Yale University, 1990; Thomas B. Stephens, *Order and Discipline in China: The Shanghai Mixed Court 1911-27* (University of Washington Press, 1992); Tahiri V. Lee,

- “Risky Business: Courts, Culture and the Market Place”, *University of Miami Law Review*, May 1993, pp. 1335–1414; Pär Cassel, *Grounds of Judgement: Extraterritoriality and Imperial Power in China and Japan*, Oxford University Press, 2012, Chapter 6; 王立民・練育強主編『上海租界法制研究』（法律出版社、2011年）第十一章。
- (6) 郭まいか「民国期の上海会審公廨における手続きと関連について—民事訴訟事件を例に一」（『東洋史研究』73-2、2014年9月）1–31頁；同「上海租界における中華民国期二重国籍中国人問題—上海会審公廨を中心に—」（『社会経済史学』84-1、2018年5月）；同「中華民国期上海共同租界における政治犯引渡について」（『東洋史研究』80-4、2022年3月）。
- (7) 西川真子「清末裁判制度の改革」（『東洋史研究』53-1、1994年6月）136–166頁；李啓成『晚清各級審判廳研究』（北京大學出版社、2004年）；Xu Xiaoqun（徐小群）*Trial of Modernity: Judicial Reform in Early Twentieth-Century China, 1901–1937* (Stanford University Press, 2008)。
- (8) この事件の概略は、前掲拙稿“A Study of the Legal Status of the Compradores during the 1880s with Special Reference to the Three Civil Cases between David Sassoon Sons & Co. and Their Compradores, 1884–1887”並びに拙著『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』（名古屋大学出版会、2004年）第12章を参照。
- (9) 前掲拙稿“H. A. Giles v. Huang Chengyi: Sino-British Conflict over the Mixed Court, 1884–1885”。アメリカ政府も日本政府も、この時期に清朝政府と締結した通商航海条約の中で米清通商航海条約第15条、日清通商航海条約第11条という同趣旨の条文を盛り込んでいる。
- (10) 前掲拙稿“A Burden of British mercantile firms doing business in China: a Myth of Extra-territorial System in China, 1902–1907,” pp. 113–154を参照。
- (11) この暴動の歴史的背景分析については、前掲拙稿「在華外国人側より見た『大開會審公廨案（1905）』に関する一考察」（斯波義信編『モリソンパンフレットの世界』）、109–145頁を参照。
- (12) “Since the Revolution [of 1911] and the partial taking over of the Mixed Court by the Council’s police under instructions from the Consular Body the Court has improved in efficiency 50%: also in favour with Chinese litigants of all classes excepting the one class which previously used to bribe the Chinese magistrates.....” (Letter 623: “From C. D. Bruce, July 8, 1913”, in Lo Hui-min ed., *The Correspondence of G. E. Morrison II 1912–1920* [Cambridge University Press, 1978]), p. 188. この時期の会審公廨の効率性改善については、前掲拙稿“Reorganization of the Mixed Court system in the early 20th century, 1906–1913,” pp. 136–153を参照。
- (13) 前掲拙稿“The import sales contract system in Shanghai 1903–1918, with special reference to US–Chinese commercial disputes,” pp. 145–161; 同「清末民国初期の中英雇用・取引契約関係—上海共同租界を中心に—」、34–50頁を参照。
- (14) 1920年から返還に至るまで会審公廨で審理された民事訴訟については、これを担当した会審官の英文による記録がFO1092に残されている。しかし、そこに記録されているのは、FO1092/143を例外として、華人同士の民事訴訟事件のみである。この一部を用いた考察は、前掲拙稿「清末民国初期の中英雇用・取引契約関係—上海共同租界を中心に—」で行ってある。これ以外のファイルに残された華人同士の民事事件の分析は、後日の課題としたい。また、イギリス外務省領事報告（FO228）は、1908年から1926年にかけて上海以外の各地でイギリス企業が華商・華人企業を相手取って起こした商事紛争を、地方審判庁でなく、

地元地方官と自国領事による合同審理によって処理しようとして果たせず、中国政府によって屈服させられていく過程を詳しく記した文書が残されているが、これを使った考察については、別稿を予定している。

- (15) “Edwin S. Cunningham to Charles D. Tenney,” Jan. 6, 1920 (US-NA RG84, Vol. 1267). その理由は、同社の製品が製造されていたのはアメリカ本国ではなく、スコットランドであったため、在華アメリカ外交官が同社の訴訟活動支援に難色を示すようになったからである (“Jack Davies to Edwin S. Cunningham,” Mar. 3, 1920 [US-NA RG84, Vol. 1267])。
- (16) 「[民国] 九年執字第二九九号江蘇上海地方審判庁公函」(US-NA RG84 Vol. 1267 以下、この事件に関する文書は全てこのファイルに含まれているので、ファイル番号表記はこれ以降省略) 6月30日。
- (17) “Kuan Chun [関綱] to American Assessor, R. P. Tenney,” June 30, 1920.
- (18) “E. B. Rose to R. P. Tenney,” July 14, 1920.
- (19) “R. P. Tenney, American Assessor to Messrs. Jarnigan, Fessenden,” July 24, 1920; “R. P. Tenney to Fleming, Davies & Bryan,” Aug. 11, 1920; “An official communication from the District Court of Shanghai,” August 23, 1920; “Copy of dispatch from the District Court of Shanghai,” Sept. 20, 1920.
- (20) “J. B. Davies to R. P. Tenney,” Sep. 30, 1920; “R. P. Tenney to Kuan Chun,” Oct. 14, 1920; “R. P. Tenney to Kuan Chun,” Oct. 20, 1920. 被告人に出廷証言の機会が与えられたのかについては不明。
- (21) “J. B. Davies to R. P. Tenney (American Assessor),” Aug. 4, 1920.
- (22) “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” Jan. 18 1923 (US-NA RG84 Vol. 1401 以下、この事件に関する文書は全てこのファイルに含まれているので、ファイル番号表記はこれ以降省略) Jan. 18, 1923.
- (23) “Edwin S. Cunningham to The Honorable Hsü Yuan [許沅],” Jan. 24, 1923; “Edwin S. Cunningham to Kuan Chun, Magistrate, Mixed Court,” Jan. 24, 1923.
- (24) “A letter from the International Mixed Court to American Assessor, Shanghai, China,” Mar. 24, 1923.
- (25) “A letter from Hsü Yuan, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China, April 13, 1923.
- (26) 「調査筆録」1923年4月18日。これは上海地方審判庁執行行処諸機関龔鴻揆と推事魏勲が四名の地保立会の下で作成した被告企業の詳細な資産目録である。「交渉公署訓令第二〇九号」1923年4月30日。“A letter from the International Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” May 8, 1923.
- (27) “Edwin S. Cunningham to The Honorable Hsü Yuan,” May 24, 1923.
- (28) “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” Oct. 3, 1923.
- (29) 前掲拙稿 “The import sales contract system in Shanghai 1903–1918, with special reference to US–Chinese commercial disputes,” pp. 147–151 参照。
- (30) “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” April 17, 1924 (US-NA RG84 Vol. 1450); “Chalaire & Franklin to American Consulate-General,” Feb. 4, 1926 (US-NA RG84 Vol. 1584 以下に引用する本事件関係書類は全てこのファイルに

収められているため、ファイル番号表記は省略する)。

- (31) “Charlaire & Franklin to C. J. Spiker,” Oct. 27, 1926.
- (32) “Charlaire & Franklin to C. J. Spiker,” Oct. 27, 1926.
- (33) “A letter from Kuan Chun, Senior Magistrate of the Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” August 16, 1926.
- (34) “C. J. Spiker to Kuan Chun,” Aug. 31, 1926.
- (35) “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the Mixed Court to American Assessor, Shanghai,” October 22, 1926; “C. J. Spiker, Senior American Assessor, to Kuan Chun,” “Edwin S. Cunningham to Hsü Yuan,” Oct. 26, 1926.
- (36) “Chalaire & Franklin to C. J. Spiker, Senior American Assessor,” Oct. 29, 1926.
- (37) 「江蘇高等審判庁採決正本 (Mixed Court Appeal No. 213 of the 15th year of the Republic of China. In the High Court of Kiangsu)」, Nov. 3, 1926.
- (38) “C. E. Causs, American Consul General in charge to Hsü Yuan,” “C. J. Spiker, American Assessor to Kuan Chun,” Nov. 17, 1926.
- (39) “Chalaire & Franklin to C. J. Spiker,” Nov. 25, 1926.
- (40) “American Consulate General, Shanghai, China,” Dec. 10, 1926. “A letter from Kuan Chun, Senior Magistrate of the International Mixed Court, to American Assessor, Shanghai, China,” Dec. 14, 20, 1926.
- (41) “A letter from Kuan Chun, Senior Magistrate of the International Mixed Court, to American Assessor, Shanghai, China,” Dec. 20, 1926; “Chalaire & Franklin to American Consul-General,” Dec. 21, 1926.
- (42) この事件の概略については、前掲拙著『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』、275-278頁参照。
- (43) 前掲拙稿 “The import sales contract system in Shanghai 1903-1918, with special reference to US-Chinese commercial disputes,” pp. 154-156.
- (44) “A letter from Yang Tchong, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Dec. 19, 1919 (US- RG84 Vo. 1267), Dec. 19, 1919, Nov. 10, 1920.
- (45) “A letter from Yang Tchong (楊晟), Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Mar. 12, 1920 (US-NA RG84, Vo. 1267). 以下、この事件から⑨までの事件に関する文書は全てこのファイルに収録されているため、ファイル番号表記は省略する。尚、無錫県知事が作成した裁判記録は、このファイルに残されていない。
- (46) この法律については、別稿を予定しているが、その要旨として前掲拙稿「清末民初英中間商取引契約紛争処理方式の変遷—『酌定華洋訴訟辦法 (1913)』の効力衰退を中心に—」(社会経済史学会第91回全国大会自由論題報告要旨、2022年4月30日)を参照。
- (47) “No. 1065 Charles D. Tenny to Ch'en Lu (陳籙),” Jan. 13, 1920; “C. No. 4901 Charles D. Tenney to Edwin S. Cunningham,” Jan. 14, 1920.
- (48) “収司法部咨,” Jan. 29, 1920.
- (49) “J. P. De Berry to the American Consul-General,” Aug. 14, 1920.
- (50) “A Letter from Yang Tchong, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Jan. 22, 1920.
- (51) “A Letter from Yang Tchong, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General,

- Shanghai, China,” Jan. 14, Jan. 24, Mar. 10, 1920; “J. P. DeBerry to the American Consul General,” Feb. 17, Aug. 27, 1920.
- (52) “A Letter from Yang Tcheng, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Jan. 13, 1920.
- (53) “J. P. DeBerry to the American Consul-General,” Feb. 13, 1920.
- (54) “A Letter from Yang Tcheng, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Mar. 17, 1920.
- (55) “A Letter from Yang Tcheng, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai, China,” Sep. 20, 21, 1920.
- (56) 前掲拙稿“A Burden of British mercantile firms doing business in China: a Myth of Extra-territorial System in China, 1902–1907,” pp. 133–138.
- (57) 「具呈上訴人陳鑑堂 年四十一歲 蕭山縣人住山頭陳距城二十五里業商為杭鼎勝家公司 迪栢利賬款糾葛一案遵令□限提出控訴事」日付不明。
- (58) “IN THE APPEAL COURT OF COMMISSIONER FOR FOREIGN AFFAIRS AT NINGPO, CHINA,” Mar. 23, 1920.
- (59) 「判決正本」1920年4月27日。
- (60) “J. N. DeBerry to American Consul-General, M. F. Perkins,” Oct. 20, 1920; “J. P. DeBerry to M. F. Perkins,” Dec. 10, 1920; “A letter from Hsü Yuan, Special Envoy for Foreign Affairs to American Consul-General, Shanghai, China,” Dec. 18, 30, 1920; “M. F. Perkins to Singer Sewing Machine Company,” Dec. 22, 1920.
- (61) “CNSL-25, J. P. DeBerry to American Consul-General,” May 23, 1923 (US-NA RG84 Vol. 1402).
- (62) “Copy of a letter from the Foreign Office to the Shen Pan Ting of Hangsien,” June 22, 1923 (US-NA RG84 Vol. 1402).
- (63) 「浙江杭鼎地方審判庁判詞民事判決 上字第三九二號」1923年7月20日 (US-NA RG84 Vol. 1402).
- (64) “J. P. DeBerry to the American Consul-General,” Jan. 12, 1924; “A letter from Wang Feng-hao, Special Envoy for Foreign Affairs, Hangchow, to American Consul-General,” Mar. 20, Aug. 29, Dec. 6, 1924 (US-NA RG84 Vol. 1451).
- (65) “C. T. Terrell to Messrs. Schuhl & Schoenfeld,” April 24, 1923, (US-NA RG84 Vol. 1402).
- (66) “NFA/Ke Edwin S. Cunningham to Wang Feng-hao [王豐鎬],” June 6, July 7, 1923; “A letter form Wang Feng-hao, Special Envoy for Foreign Affairs, to American Consul-General, Shanghai,” June 19, 1923 (US-NA RG84, Vol. 1402).
- (67) “Schuhl & Schonfeld to American Consular Service,” Mar. 24, 1924 (US-NA RG84, Vol. 1450).
- (68) “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the Mixed Court, to American Assessor, Shanghai, “May 8, 1923; “A letter from Wang Feng-hao, Special Envoy for Foreign Affairs, Hangchow, to American Consul-General, Shanghai,” May 10, 30, Aug. 18, Dec. 9, 1923 (US-NA RG84, Vol. 1402).
- (69) 黃源盛纂輯『大理院民事判例輯存（1912–1928）』（犁齋社 2012）全てに一渡り目を通したが、該当する判決は掲載されておらず、原文は確認できていない。この判決の英訳は、次の通り。“When the debtor has absolutely no means to discharge his obligations or when his

- whereabouts are not known and his assets are incapable of being utilized to pay the judgment debt, the creditor may also approach the guarantor for payment.”
- (70) “A letter from Wang Feng-hao, Special Envoy for Foreign Affairs, Hangchow, to American Consul-General, Shanghai,” May 19, 1924 (US-NA RG84, Vol. 1450).
- (71) “Translation of Mr. Pan’s Report Regarding Chen Chong Co. Haimen,” June 21, 1924; “Schuhl & Schonfeld to American Consulate General,” July 1, 1924; “A letter from Wang Feng-hao, Special Envoy for Foreign Affairs, Hangchow, to American Consul-General, Shanghai,” July 8, 12, 1924; “Ligett & Myers Tobacco Co. vs. Cheng Chong Co., Ku Li San For the Information of the American Consulate, Report of the Second hearing in the above entitled case held at Kashing, 2 p.m. July 15, 1924,” July 15, 1924; “The Ligett & Myers Tobacco Co. v. Hung I Copper & Tin Shop,” July 19, 1924; “J. E. Jacobs to Messrs. Schule & Schoenfeld,” Oct. 11, 1924 (US-NA RG84, Vol. 1450).
- (72) “Liggett & Meyers Tobacco Co. of China to Ngwai Tso Feng,” Nov. 26, 1924; “Shanghai Branch of Liggett & Myers Tobacco Co, of China to Schuhl & Schoenfeld,” Dec. 4, 1924, (US-NA RG84 Vol. 1585).
- (73) “Schuhl & Schoenfeld to American Consulate-General, Shanghai,” Sep. 4, 16, 1926; “C. J. Spiker, American Consul to Messrs. Schuhl & Schoenfeld,” Sep. 10, 1926; “Edwin S. Cunningham to Cheng Hsueh-luan (程学鑾)” Oct. 23, 1926; “A letter form Cheng Hsueh-luan, Special Envoy for Foreign Affairs, Hangchow, to American Consul-General, Shanghai,” Nov. 12, 1926 (US-NA RG84 Vol. 1585).
- (74) この事件の概略については、前掲拙著『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』、219–229頁及び前掲拙稿“A Study of the Legal Status of the Compradores during the 1880s with Special Reference to the Three Civil Cases between David Sassoon Sons & Co. and Their Compradores, 1884–1887,” pp. 53–69参照。
- (75) “Jacob Gould Schurman to Edwin S. Cunningham,” Feb. 4, 1924 (US-NA RG84 Vol. 1451). 以下、本事件の関係文書は、特に断らない限り、全てこのファイルに含まれている。
- (76) 「民事堂論：美商懷德訴華昌鍊礦有限公司案關於聲請人熊希齡裁決」1926年9月（US-NA RG84 Vol. 1586）以下「民事堂論」と略。
- (77) “Edward Bell to Edwin S. Cunningham,” Jan. 8, 1924; “Edwin S. Cunningham to Jacob Gould Schurman,” Jan. 23, 1924; “Jacob Gould Schurman to Edwin S. Cunningham,” Feb. 4, 1924.
- (78) “If a director acts contrary to any law or ordinance or the Articles of Association, he is liable for damages to third parties, notwithstanding that his act is done in accordance with any resolution of a meeting of shareholders. The same is not applicable to a director who has raised his objection to such a resolution at a meeting of shareholders, or has submitted his opinion on the matter to the supervisors.” (“Enclosure 1 in Edwin S. Cunningham to Jacob Gould Schurman: Copy of memorandum dated February 14, 1924 by Consul J. E. Jacobs,” Feb. 14, 1924, p. 2より再引用。) 田中耕太郎・鈴木竹雄『中華民国会社法』（有斐閣、1934年）325–326頁には、どういうわけか「もし、監査役がその職務を尽くさざるに因りて会社に損害を及ぼしたときは、会社に対してこれが賠償を為すべき責を負う（監察人因不盡職務致公司受有損害者、對於公司負賠償之責）」という条文が掲載されているだけである。Jacobsは、この条文に短縮される前の段階の「中華民国会社法」の条文を英訳引用したのであろうが、この原文の

所在を突きとめるに至っていない。

- (79) 前掲「民事堂論」; “Enclosure 1 in Edwin S. Cunningham to Jacob Gould Schurman: Copy of memorandum dated February 14, 1924 by Consul J. E. Jacobs,” Feb. 14, 1924, pp. 1–2.
- (80) この判決の原文についても、前掲黄源盛纂輯『大理院民事判例輯存（1912–1928）』（犁齋社 2012）全てを検索してみたが、該当する判決を見出す事は出来ず、原文は未確認である。判決の英訳は次の通り。“A manager, no matter whether he is one of the partners or not, is under a duty to defend actions on behalf of all the partners but not under any obligations to make payments for them; therefore if any action is defended by a manger, judgment should be given against the firm and execution levied on the partnership property or the estates of the partners without making the manager liable.”
- (81) “Enclosure 1 in Edwin S. Cunningham to Jacob Gould Schurman: Copy of memorandum dated February 14, 1924 by Consul J. E. Jacobs,” Feb. 14, 1924, pp. 2–3.
- (82) Ibid. pp. 5–6
- (83) Ibid. pp. 6–8
- (84) “Comment on the Memorandum of the American Senior Assessor at Shanghai regarding the case of T. C. White versus the Wah Chang Mining and Smelting Company in the Mixed Court,” Mar. 13, 1924; “A letter from Kuan Chun, Magistrate of the International Mixed Court, to American Assessor,” “Jacob Gould Schurman to Edwin S. Cunningham,” Mar. 28, 1924; “Edwin S. Cunningham to Jacob Gould Schurman No. 2204, Apr. 2, 1924; “Jacob Gould Schurman to Edwin S. Cunningham,” Apr. 12, 1924.
- (85) “Shih Chun-ting, Liang Kuan-kuei, Yang Po-hsing to Messrs. White, Cooper, Mater, & Harris,” no dated, 1924.
- (86) “From the Counciller of Foreign Affairs to the American Consul, Changsha,” Sep. 3, 1924; “Carl D. Meinhardt to Edwin S. Cunningham,” Sep. 5, 30, 1924; “Instruction No. 491 from the Bureau of Foreign Affairs to the International Mixed Court,” Dec. 3, 1924; “Shanghai Mixed Court Civil Case No. 4040: T. C. White vs. Wah Chang Mining & Smelting Company, Ltd.,” Dec. 11, 1924.
- (87) 「抗議上海會審公堂非法拘傳致江蘇省長陳陶遺函」、1926年7月中旬、「對於華昌案之宣言」1926年7月27日、「為控告上海會審公堂違法事呈農商部文、1926年7月31日」いずれも（周秋光編『熊希齡集下』[湖南出版社、1996年]）1719–1736頁所収。
- (88) 前掲「民事堂論」。
- (89) “J. N. DeBerry to American Consul-General, M. F. Perkins,” Oct. 20, 1920; “J. P. DeBerry to M. F. Perkins,” Dec. 10, 1920 (US-NA RG84 Vol. 1267).
- (90) “J. E. Wheeler, Acting Registrar to American Consulate-General,” June 2, 1924; “Ligett & Myers Tobacco Company to American Consulate General, Shanghai,” June 14, 1924; “Ligett & Myers Tobacco Co. vs Cheng Chong Co., Kut Li San: For the Information of the American Consulate Report of the Second Hearing in the above entitled case held at Kashing, 2 p. m. July 15, 1924,” July 15, 1924 (US-NA RG84 Vol. 1450).
- (91) “Clipping from ‘The Shanghai Times’ of July 9th, 1926,” July 9, 1926 (US-NA RG84 Vol. 1586); “The Case Against Hsiung Hsi-ling,” *NCH*, July 17, 1926, p. 126.
- (92) 陳同『近代社会変遷中の上海律師』（上海辞書出版社、2008年）、孫慧敏『制度移植：民

初上海的中国律師（1912-1937）』（中央研究院近代史研究所2012年）。

(93) 会審公廨の返還交渉については、植田捷雄『支那に於ける租界の研究』（巖松堂書店、1941年）第3章第10節、第5章第3節を参照。

(94) これについて、さしあたっては拙稿『『華商・華人企業』の資産保護地域としての上海共同租界の終焉、1928-1935—上海臨時法院の機能を中心に—』（京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター「近現代中国の制度とモデル班」例会報告、2023年12月8日）を参照。